

| | 主 な ご 意 見 | 件数 | 回 答 |
|------------------------|---|--------|---|
| 経過措置延長に関する意見 | 経過措置の延長に賛成。 | 1607 | 今般、いただきましたご意見も参考に、離島居住者や継続使用者の方々を対象として、薬局製造販売医薬品及び第2類医薬品の郵便等販売を行うことができる経過措置について、平成25年5月31日までその期間を延長することとしました。 |
| | 経過措置の延長に反対。 | 5 | |
| | 薬を継続している。郵送してもらえなくなると困る。これまでどおり継続できるようにしてほしい。 | 322 | |
| | 経過措置の延長の期間終了後に薬を購入出来なくなるのは困る。対策をしてほしい。 | 79 | |
| | 継続使用者の経過措置の延長には反対。 | 2 | |
| | 薬局製造販売医薬品の郵便等販売は禁止すべき。 | 1 | |
| 郵便等販売の規制やその他販売制度に関する意見 | 経過措置の対象ではない場合でも郵便等販売を認めて欲しい。 | 4404 | 今般、離島居住者や継続使用者の方々を対象として薬局製造販売医薬品及び第2類医薬品の郵便等販売を行うことができる経過措置について、その利用状況調査等を踏まえ、平成25年5月31日までその期間を延長することとしました。 いただきましたご意見は、今後の制度の見直しにおける参考とさせていただきます。 |
| | 処方変更された場合や施行後の新規顧客である場合等 | (2565) | |
| | 経過措置の対象では無い場合でも初回は対面販売をした上で、2回目以降は郵便等販売を認めて欲しい。 | (1760) | |
| | 被災地に対して医薬品の郵便等販売を認めるべき。 | (10) | |
| | 第2類も郵便等販売できるようにしてほしい。 | (28) | |
| | 伝統薬の郵便等販売を可能とするべき。 | (24) | |
| | ネット販売には反対であるが、郵送販売はできるようにしてほしい。 | (15) | |
| | 規制仕分けの場で指摘されたことを検討し終わるまで、当分の間第2類医薬品を電話での対話に基づいて行う郵便等販売は認めるべき。 | (2) | |
| | 郵便等販売の在り方に関して検討を行うべき。 | 7 | 一般用医薬品は、効能・効果とともに、副作用などのリスクを併せ持つものであることから、国民の皆様生命と健康を守るためには、その販売に際し、リスクに応じて、専門家が対面で情報提供を行うことが重要であると考えております。 いただきましたご意見は、今後の制度の見直しにおける参考とさせていただきます。 |
| | 郵便等販売の規制を根本から大幅に改正すべき。 | 11 | |
| | 薬局・店舗で、専門家による配達を可能にして欲しい。 | 3 | |
| 対面販売の原則を守るべき。 | 12 | | |

| | |
|-----------|------|
| 受取意見総数(件) | 4818 |
|-----------|------|